

西部労福協第55回定期総会開催



2025年2月20日(水)に第55回西部労福協定期総会を米子市で開催しました。

高知県労福協から井上副会長、他3名の代議員、幹事の井上事務局長が参加しました。

総会では、中央労福協南部美智代事務局長、地元米子市伊木隆司市長の挨拶の後、議案審議に入りました。議案の「2024年度活動報告」、「2024年度決算報告・監査報告」、「2025年度活動方針(案)」、「2025年度予算(案)」の報告と提案があり、すべての議案が全会一致で承認されました。

2024年の活動について、「教育費の負担軽減と社会的セーフティネットの再構築を実現しよう」「労働者自主福祉運動の連携を強化し、地域に共助の輪を広げよう」というスローガンを掲げて取り組みを進めてきたことを報告しました。

2025年度活動について、共同事業、労働者福祉運動の基盤強化、社会的連帯を深める運動と政策の実現、暮らしの総合支援の推進、各種会議の機能的運営・研修活動の充実、アフターコロナに対応した「社会づくり・仕組みづくり」を基調とし、一年を通して労働組合と労働福祉事業団体が連携して持続可能な社会・地域づくりに引き続き取り組むとの方針を承認しました。また、西部労福協は、各県の歴史や文化を尊重しつつ、労働組合や事業団体等と連携した具体的な取り組みを展開していき、労福協の基本理念である「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会」の実現をめざして取り組みを進めることを確認しました。

中央メーデー・東地協メーデーフードドライブ活動報告

東地協第19回メーデー東部地区大会

4月20日物部川河川敷広場にて17構成組織533名が集まり、メーデーが開催されました。

昨年度に引き続き中央東LSCの方にご協力いただき、フードドライブを設置しました。

今回で、2度目となりますが、たくさんの食材の提供をいただきました。



第96回メーデー高知県中央大会

4月29日、前日振った雨から一転、晴天の中高知市の城西公園にて、21産別・13団体から約950人が集まりメーデーが開催されました。

今年度は、連合高知青年委員会・女性委員会の方にもご協力いただき、フードドライブや募金の呼びかけのお手伝をいただきました。回を重ねるごとに食材の提供も増えており、募金も多数の方からいただきました。



高知県労福協研修会を開催

2025年1月25日(土) 高知市勤労者交流館で、高知県労福協研修会が開催され、38名が参加しました。

講演 「命をつなぐ避難所運営」

訓練 避難所設営

講師 さんすい防災研究所 代表 山崎 水紀夫 氏



講師の山崎水紀夫代表は、昨年の研修会の講師を務めていただき、東日本大震災時には震災1週間後から岩手県大槌町での支援活動など24災害での被災地支援を行ってきた経験を踏まえて、避難行動と避難所運営を中心に先ず災害発生時の心得について、講演をしていただきました。

今年度は、昨年に引き続き避難所運営について講演をいただき、実際に体育館を使用して避難所設営の実地訓練と

最後に振り返りおよび用配慮者ワークを行いました。

講義では、先ず能登半島地震について、その特徴として建物倒壊、火災、地盤の隆起・沈下・液状化による道路の寸断等で復旧が遅れ、長期の断水により避難者の多くが家に戻れない状況が生まれたこと、さらに外部支援者も過酷な環境の下での支援となっていることの報告を受けました。避難所運営についての課題について、暑さ寒さの温度、体育館などの湿度、手洗い消毒の徹底や土足厳禁などの衛生の問題があること、また、避難所の受入れ数、プライバシー問題、ペットの同伴禁止などの問題があることについて、事前知識の説明を受けました。

実地研修では、グループ毎に段ボールトイレ、段ボール・簡易ベッド、テントの設営を行いました。続いて、運営本部の体制について全体の調整、避難者管理、物資、衛生救護、ボランティアなどの各班の配置を決定し、避難者の受入れの区割りについて、受付時の用配慮者対応や配置換え、通路の確保・トイレ等について話し合いながら避難所開設を行いました。

また、避難所運営の課題として、ジェンダーの視点の欠如、障害者への理解不足、プライバシーのない生活の長期化、高齢者の健康維持など要配慮が欠かせないことを学びました。

最後に、避難所はお客さんをつくと失敗する。避難所運営は、100点満点はないという割り切りも必要であると。地域は人材の宝庫で多様な職種の経験者がいる、町内会や自主防災の一部の人に任せるのではなく、地域のみんなで乗り切ることが求められると締め括りました。



「労働安全衛生学校」開催のお知らせ



日時 2025年6月21日(土) 10時

場所 サンライズホテル

講師 NPO法人ひょうご労働安全衛生センター
西山 和宏 氏

労働安全衛生学校は、労働災害及び職業病を予防し、働く者の「いのちと健康」を守り、もって働く者の生活、身の安全、健康、福祉の向上を高めるための学習会を開催しています。

ご興味のある方は、(一社)高知県労働者福祉協議会事務局までご連絡ください。

(事務局 ▶ 088-824-3583)

●2024年度確定申告無料相談会



四国労働金庫・連合高知・高知県退職者連合・高知県労福協の4団体が共催で実施

2025年1月30日（木）から2月4日（火）の4日間、高知県にお住まいの年金受給者や退職者などを対象に、四国労働金庫の須崎支店・南国支店の3店舗と高知会館を会場とし『2024年度確定申告無料相談会』を開催いたしました。

今年度から、安芸地区と南国地区を合同開催として南国会場に集約することになりました。昨年度より若干少ない予約件数でしたが、参加された方からは「この活動は続けてやってよ!」「とてもありがたい。」「来年もよろしくね!」など、たくさんお声がけをいただきました。また、税理士の方々をはじめ、共催団体にもご協力を得ながら、相談件数143件のうち127件の申告のお手伝いことができました。

今年度も、たくさんの方にご参加いただきありがとうございました。



	会場	予約件数	キャンセル数	相談件数	未申告	申告件数	還付金額	件数	納付金額	件数
1/30	須崎支店	8	1	7	0	7	118,052	7	0	0
1/31	南国支店	24	0	24	2	22	941,764	21	580,300	1
2/2	高知会館	56	1	55	8	47	2,015,824	38	43,800	9
2/3	高知会館	57	0	57	6	51	975,927	46	6,500	5
	合計	145	2	143	16	127	4,051,567	112	630,600	15

ワンポイント



公的年金等による収入額が400万円以下で一定の要件を満たす場合には、確定申告をしないことを選択ができることになっています。このため多くの方が医療費控除や保険料控除など、還付の権利を放棄している場合があります。

また、確定申告をすることにより、翌年の住民税に反映し減税につながる可能性もありますので、申告することをお勧めいたします。

高知市社会福祉協議会「労働セミナー」

第2回・3回連続講座

2024年12月に開催されました第1回労働セミナーに引き続き、2025年1月16日に第2回、2月13日に第3回と高知市社会福祉協議会にて連続講座が行われました。講師には、連合高知事務局長の市川稔道氏をお迎えし、参加者は、第2回目10名、第3回目11名で、高知県労福協が発行する『働く人のためのハンドブック』をテキストに、約30分の講座を行いました。

第2回目は、ハンドブック第2章“働くうえで知っておくべきいろんなこと”をテーマに、就業規則とは?からはじまり、有給休暇や退職についてのルールの話がありました。第3回目では、第3章の“働きだしてこまったら”や第5章“つらくなっちゃったとき”をテーマに、ハラスメントの実態や困ったときの相談先などの説明がありました。

2024年度は、3回の連続講座になりましたが、受講生の方々は、講師の話熱心に聞き、次のステップへとつなげる活力になったと思います。また、受講生からは「とても良かった」「労働組合の活動ってどんな内容?」など、講座についての感想もいただきました。

高知県労福協が行う「労働セミナー」は、労働法を熟知した専門家を講師に開催しています。労働法は、労働者を「保護」するための法律でもあります。知って得することばかりの内容になっていますので、セミナーを開催されたい方は、高知県労福協事務局までご連絡ください。

(TEL▶088-824-3583)



社労士は人を大切にする「働き方改革」を支援します

働き方改革 法改正

で何が 変わるの？

同一労働同一賃金 編



事業主のみなさん、準備できていますか？

まずは、短時間・有期雇用労働者がいるか確認しましょう

◎短時間労働者（パート・アルバイトなど）

通常の労働者より1週間の所定労働時間が短い労働者

◎有期雇用労働者（契約社員、嘱託社員など）

期間の定めのある労働契約を締結している労働者

Q.「通常の労働者」とは？

次の①②を満たす労働者です。

①労働契約期間に定めがない

②フルタイム



さっそくチェックしてみましょう！



- 1 パートやアルバイトにも労働条件通知書や雇用契約書を渡し
ている。 ☐ YES ☐ NO
- 2 人事異動や配置転換の対象者を就業規則等に定めるなど、
すべての労働者にきちんと明示している。 ☐ YES ☐ NO
- 3 短時間・有期雇用労働者にも、正社員等と同様の手当を支給
している。 ☐ YES ☐ NO
- 4 短時間・有期雇用労働者にも、正社員等に付与している慶弔
休暇などの特別休暇も付与している。 ☐ YES ☐ NO
- 5 更衣室や休憩所、食堂については、雇用区分に関係なく
すべての労働者が利用できる。 ☐ YES ☐ NO

ひとつでも「NO」があれば注意が必要です。

法改正スケジュールを踏まえて準備に取り掛かりましょう

対象労働者	大企業	中小企業
派遣労働者	2020年4月施行	
短時間・有期雇用労働者	2020年4月施行	2021年4月施行